

新潟市消費者安全確保地域協議会設置要綱

平成31年2月4日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3に基づき、本市における高齢者や障がい者等消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「高齢者等」という。）の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るため、高齢者等に関わる関係機関相互の連携を強化し、消費者被害の現状や課題等についての情報を共有し、実効的で持続可能な見守り活動を推進することを目的として設置する新潟市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、情報交換を行う。

- (1) 市内の消費者被害の現状把握に関する事項
- (2) 消費者被害防止の取組に関する事項
- (3) 地域における見守り活動の連携及び推進に関する事項
- (4) その他、消費者被害防止のため必要な事項

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 市長は、協議会の目的を達成するために必要な場合は、関係する機関や団体等を構成員に追加することができる。

(座長)

第4条 協議会に座長を置き、市民生活課長をもって充てる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長は、議題に応じて、関係する団体等に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民生活課消費生活センターが担当する。

(秘密の保持)

第7条 構成員は、協議会の活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

関係機関	新潟北警察署生活安全課	課長
	新潟東警察署生活安全課	課長
	新潟中央警察署生活安全課	課長
	江南警察署生活安全課	課長
	秋葉警察署生活安全課	課長
	新潟南警察署生活安全課	課長
	新潟西警察署生活安全課	課長
	西蒲警察署生活安全課	課長
	新潟県弁護士会	代表
	特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟	代表
	社会福祉法人新潟市社会福祉協議会地域福祉課	課長
新潟市	福祉総務課	課長
	障がい福祉課	課長
	高齢者支援課	課長
	地域包括ケア推進課	課長
	市民生活課	課長
	市民生活課消費生活センター	消費生活相談員